

まちづくり活動の手引き

～地域のまちづくり支援メニュー～

令和7年度(2025 年度)版



目 次

1 熊本市の協働と自主自立のまちづくり

～コミュニティ活動の活性化～	1
----------------	---

熊本市のまちづくりのイメージ

2 熊本市の支援制度について

(1) 地域活動全般	4
------------	---

町内自治会や地域公民館活動等の補助金／ボランティア活動保険／地域コミュニティセンターなど

(2) 都市づくり・景観・公園	9
-----------------	---

まちづくりコンサルタント／ふれあい美化ボランティア／公園愛護会など

(3) 子育て・こども	12
-------------	----

子育て・保育関係／こどもの未来応援基金／青少年健全育成協議会／プレイパークなど

(4) 人権・学び・文化・スポーツ	15
-------------------	----

人権学習／出前講座／文化財保存／スポーツ協会／スポーツ活動支援など

(5) 防犯・防災	19
-----------	----

防犯・防災団体活動等の補助／防犯灯／防災まちづくり／ハザードマップの作成など

(6) 福祉・健康	22
-----------	----

民生委員児童委員協議会や老人クラブ活動等の補助金／くまもと元気くらぶ／健康相談など

(7) 環境・緑化	25
-----------	----

市民リサイクル活動の助成金／環境美化や水保全活動の支援など

(8) 経済・農業	29
-----------	----

商店街活性化の助成金／農地等の保全など

3 地域活動Q & A

地域活動でよくある質問

4 各区役所・まちづくりセンターなどの連絡先

各区役所・まちづくりセンターなどの連絡先	34
----------------------	----

1 熊本市の協働と自主自立のまちづくり

～コミュニティ活動の活性化～

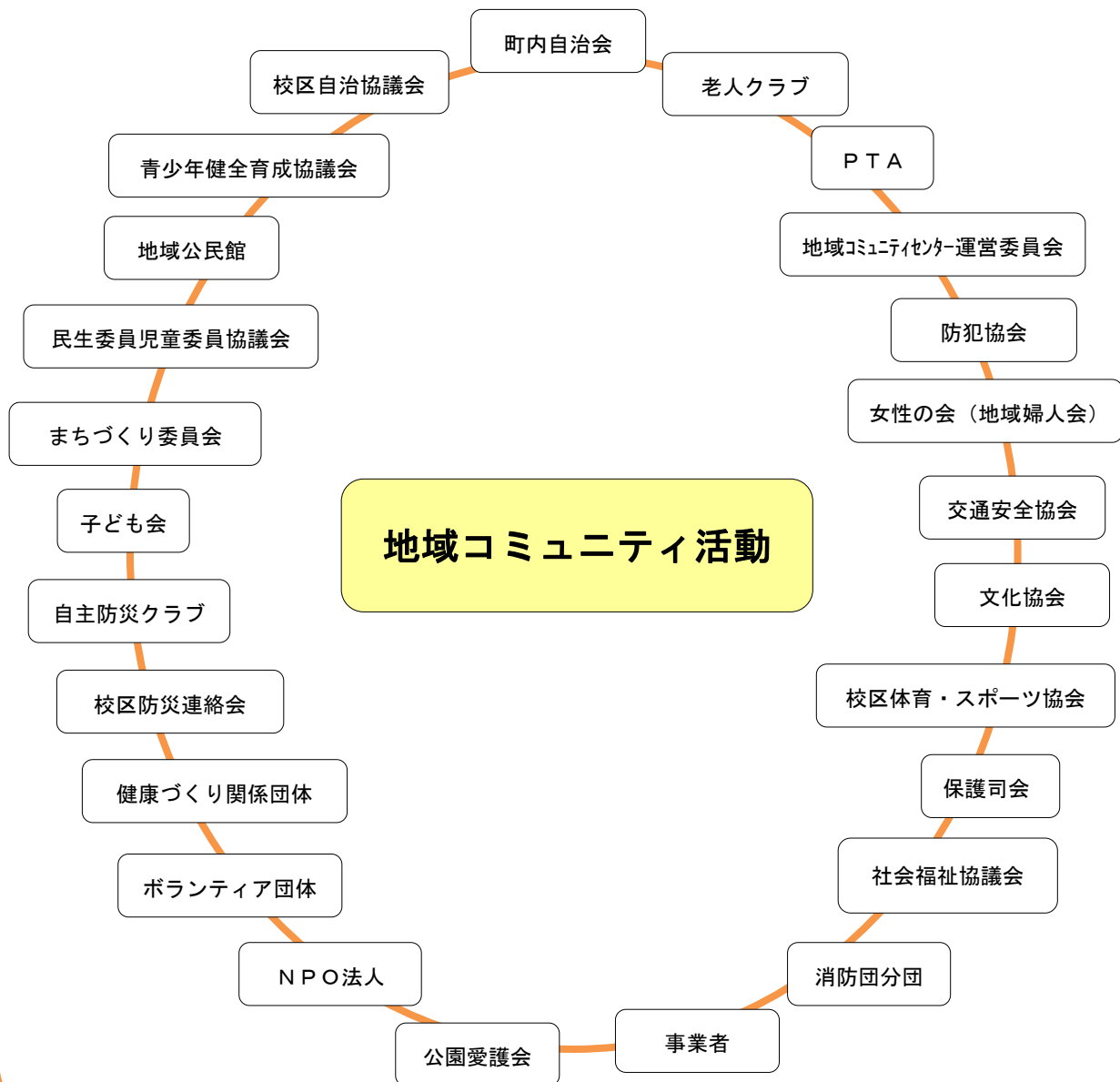
熊本市は平成24年4月1日から政令指定都市に移行し、それに伴い5つの区を設置しました。各区役所では、より身近なところで行政サービスを提供するとともに、区域の特性を生かしたまちづくりの拠点として、市民の皆様との「協働による自主自立のまちづくり」を推進しているところです。

この「まちづくり活動の手引き」は、地域コミュニティ活動や健康福祉、子育て、環境など、特に市民生活に関係の深い本市の支援メニューを取りまとめたものです。

今後、地域と区役所やまちづくりセンターがさらに連携し、「ともに支えあい、文化に親しみ、安全で安心して、心豊かに暮らせる生活の実現」に向け、地域のまちづくりがさらに活発となるよう、この手引きをご活用いただきたいと思います。



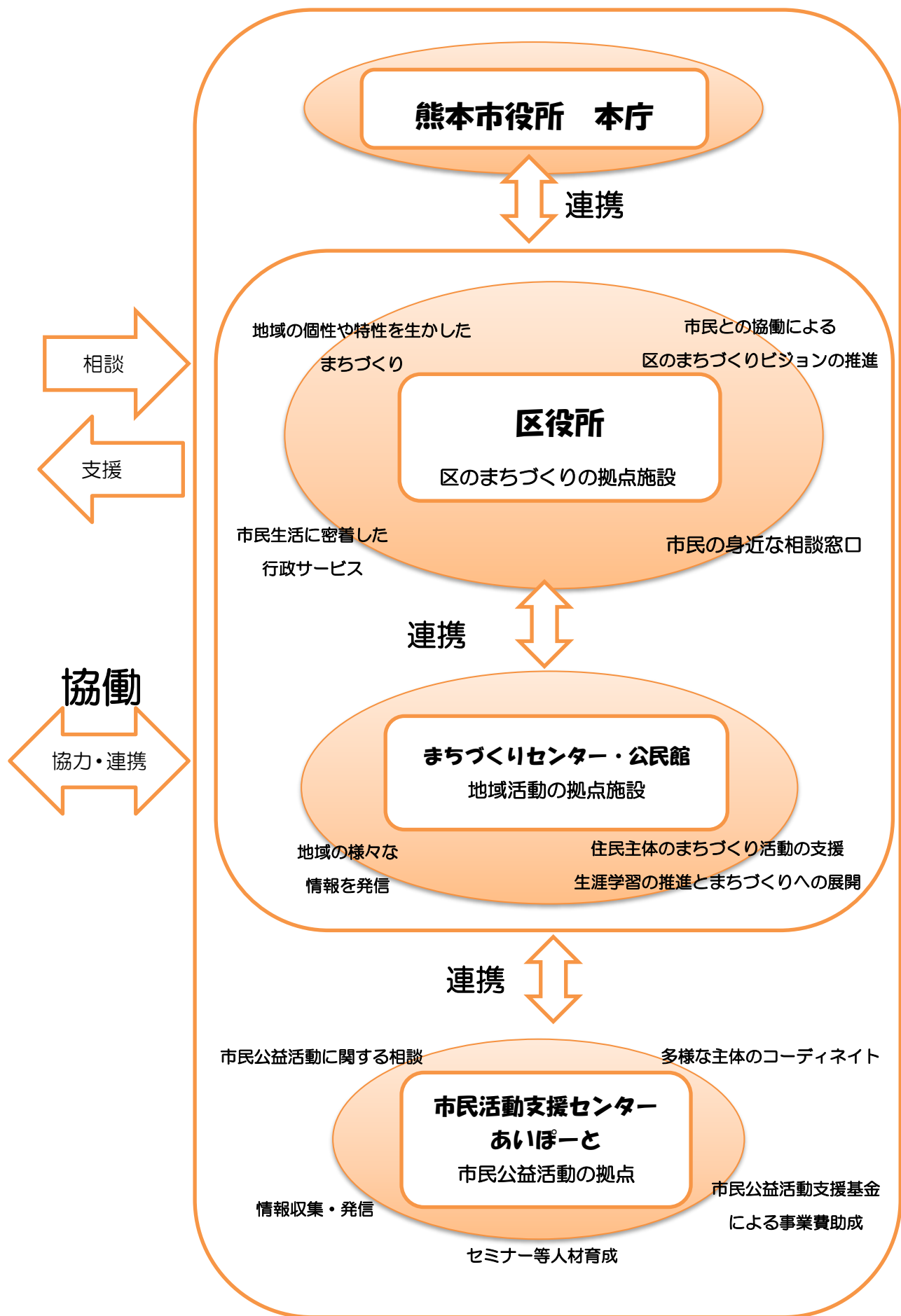
地域の特性を生かした互いに助け合う安心・安全な「まち」



※上記に掲載の地域団体は
一例になります。

《主な地域コミュニティ活動例》

- 地域のまつり、体育祭、敬老会、文化祭、成人式等
- 太鼓奏者の育成等の伝統文化の継承
- 防犯・防災活動
- いきいきサロン・子育てサロン等の福祉活動



2 熊本市の支援制度について

(1) 地域活動全般

① 熊本市町内自治振興等補助金（町内自治活動事業）	
対象・要件	町内自治会
内 容	町内自治会の活動環境を持続的に確保するため、運営費用等の一部を支援する補助金です。 均等割 200 世帯まで 60,000 円/年、 201-400 世帯 65,000 円/年 401-800 世帯 70,000 円/年、 801 世帯以上 75,000 円/年 係数割 町内自治会加入世帯あたり 600 円/年 ※防犯灯維持管理事業は P19 を参照のこと
問合せ先	各区役所総務企画課、各まちづくりセンター ※電話番号は、末尾に掲載しています。

② 校区自治協議会運営補助金	
対象・要件	校区自治協議会
内 容	運営補助金として年額 20 万円以内 ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課、各まちづくりセンター ※電話番号は、末尾に掲載しています。

③ 地域コミュニティづくり支援補助金	
対象・要件	町内自治会、校区自治協議会、校区自治協議会の構成団体、まちづくり実行委員会等
内 容	募集時期、補助金額等は各区で異なりますので、各区役所総務企画課へお問い合わせください。 採択団体及び補助金額につきましては、各区の審査会において決定します。 ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課、各まちづくりセンター ※電話番号は、末尾に掲載しています。

④ 地域コミュニティセンターの設置	
要件	地域コミュニティセンターは、小学校区単位で以下の事項を全て満たしたときに設置できます。 ① 設置可能な土地・建物が確保できること。 ② 校区住民の総意に基づく要望があること。 ③ 当該校区において地域づくり活動が活発であること。 ④ 指定管理者として地域の各種団体の代表者等からなる運営委員会による管理の実施が見込め、かつ、事業の計画等が明確であること。
内 容	「熊本市地域コミュニティセンター設置指針」に基づく。 ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	地域政策課 (TEL 096-328-2036)

⑤ 地域コミュニティセンター使用料減免	
対象・要件	各地域コミュニティセンター運営委員会が認めた団体等
内 容	使用料の減免または免除 ※各地域コミュニティセンターによって取り扱いが異なりますので、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑥市民活動支援センター事業	
対象・要件	町内自治会等の地域団体、ボランティア団体、NPO法人等の公益活動を行っている又は予定している団体
内 容	・ボランティア等に関する相談の受付、ボランティアの情報提供、発信 ・NPO法人設立認証等の事前相談 ・熊本市市民公益活動支援基金に関する相談 ・団体の活動、交流や会議等スペースの提供、印刷機、コピー機の使用（有料） ※詳しくは、あいぽーとのホームページをご覧ください。 
問合せ先	地域政策課 （TEL 096-328-2036） 市民活動支援センターあいぽーと （TEL 096-366-0168）

⑦ボランティア活動保険	
対象・要件	町内自治会等の地域団体、ボランティア団体、NPO法人等
内 容	①損害賠償責任保険（身体賠償、財物賠償、保管物賠償） ボランティア活動中、指導者または活動者の過失により、第三者の生命、身体、財物または保管物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ②傷害保険（死亡、後遺障害、入院、通院の補償） ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者や活動者が負傷または死亡した場合。イベント等の参加者の事故は対象外です。 ※保険料は市が全額負担。事前加入は不要。詳細な要件等は、お問い合わせください。
問合せ先	地域政策課 （TEL 096-328-2036）

⑧ボランティア募集情報、助成金情報の提供	
対象・要件	町内自治会等の地域団体、ボランティア団体、NPO法人等の公益活動を行っている又は予定している団体や個人
内 容	・「市民活動支援センター あいぽーと」のホームページによる最新のボランティア募集情報、助成金情報の提供 ・「市民活動支援センター あいぽーと」登録者への、郵便、メール等によるボランティア情報や助成金情報の提供 ※詳しくは、あいぽーとのホームページをご覧ください。
問合せ先	地域政策課 （TEL 096-328-2036） 市民活動支援センター あいぽーと （TEL 096-366-0168）

⑨NPO法人及びNPO法人化の支援	
対象・要件	NPO法人又はNPO法人設立を目指す団体
内 容	熊本市内にのみ事務所を有するNPO法人の各種申請・届出・報告などに関する相談や申請等の窓口です。NPO法人資料の閲覧及びNPO法人設立に向けたセミナー等を行います。 ※事前相談窓口の開設時間は、朝 10 時～夜 7 時まで。休館日は第 2 木曜日、年末年始。
問合せ先	市民活動支援センター あいぽーと（TEL 096-366-0168）

⑩市民公益活動支援基金	
対象・要件	公益的な活動を行うボランティア団体、NPO 法人、非営利型の一般社団法人等
内 容	スタートアップ助成）設立後間もない（3 年未満）団体が取り組む活動を支援 助成額 10 万円を上限に事業費の全額を助成 ステップアップ助成）継続的な市民公益活動に取り組む団体の活動を支援 助成額 25 万円を上限に事業費の 2/3 まで助成 こども・学生ボランティア助成）小・中学生、高校・大学生等が取り組む活動を支援 小・中学生：助成額 5 万円を上限に事業費の全額を助成 高校・大学生：助成額 10 万円を上限に事業費の全額を助成
問合せ先	市民活動支援センター あいぽーと（TEL 096-366-0168）

⑪地域公民館補助金	
対象・要件	地域公民館
内 容	・運営費補助事業 年額 1 館につき 15 万円以内 ・建設費補助事業 建設費用の 1/2 上限 750 万円 ・営繕費補助事業 営繕費用の 1/2 上限 60 万円（対象事業 5 万円以上） ※業者に発注した営繕事業が対象 ・借家料補助事業 借家料年額の 1/3 上限 15 万円（借家料年額 6 万円以上の契約が対象） ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑫公設公民館の使用料免除	
対象・要件	・市が主催、共催する行事 ・学校の施設等の都合により学校内で活動ができない部活動 ・学校教育・社会教育関係団体の活動 ・社会体育・文化関係団体の活動 ・社会福祉関係団体の活動 ・地域自治関係団体の活動 など
内 容	熊本市公民館の使用料免除 申請方法：公民館で使用者登録し、事前に減免申請書を窓口に提出 ※詳細はお問い合わせください。
問合せ先	各公民館 ※各公民館の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑬地域活動のための印刷機の利用支援	
対象・要件	まちづくり活動を目的として定期的に公民館等を利用する団体
内 容	（用紙を持参する場合）・製版原稿 1 枚につき 100 円 ・印刷枚数 1 枚につき 1 円（両面印刷は、印刷枚数に 2 円を乗じた金額） （用紙を持参しない場合）・製版原稿 1 枚につき 100 円 ・印刷枚数 1 枚につき 2 円（両面印刷は、印刷枚数に 3 円を乗じた金額） ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各公民館 ※各公民館の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑭公共交通不便地域等へのコミュニティ交通の導入支援	
対象・要件	地域住民により構成される団体（地域でコミュニティ交通の運行協議会を設立し、運行計画の策定、運行開始後の運営を行う。）
内 容	既存のバス停や鉄軌道駅の停留所等から直線距離で 500m 以上離れた地域等における、移動手段の利便性を向上させるための地域の取組みに対して支援を行います。 ・初期費用 停留所等の初期投資費用の全額（※車両購入に係るものを除く） ・運行費用 運行費用の 70%まで（上限 300 万円/年） ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	地域交通支援課（Tel096-328-2259） 各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載

⑮マンション管理士派遣	
対象・要件	熊本市内のマンション管理組合
内 容	・マンション管理士を、管理組合へ派遣します。 ・相談コース又は講座コースから選択のうえ、1 管理組合につき年度内 3 回まで活用できます。 ・会場はマンション管理組合でご用意ください。 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	住宅政策課（Tel 096-328-2989）

⑯マンション管理規約整備支援事業	
対象・要件	熊本市内のマンション管理組合
内 容	・マンション管理規約の整備にかかる費用の一部を補助します。 ・補助金額は、管理規約整備にかかる費用の 2 分の 1 以内の額でかつ上限 10 万円です。 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	住宅政策課（Tel 096-328-2989）

⑰マンション耐震化支援事業	
対象・要件	熊本市内のマンション管理組合
内 容	・旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの）マンションの耐震化にかかる費用の一部を補助します。 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	住宅政策課（Tel 096-328-2989）

⑱マンション管理相談会	
対象・要件	熊本市内のマンション管理組合
内 容	・マンション管理士によるマンション管理運営等に関する相談会を、原則第 1 水曜日に市役所内会議室で行います。（主催：一般社団法人熊本県マンション管理士会） ・相談利用は、1 相談日あたり 1 回（50 分）までとし、年度内の利用回数の制限はありません。 ・一般社団法人熊本県マンション管理士会へ事前予約をお願いします。（TEL096-343-0095） ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	住宅政策課（Tel 096-328-2989）

⑲マンション長期修繕計画作成支援事業	
対象・要件	熊本市内のマンション管理組合
内 容	・長期修繕計画の作成にかかる費用の一部を補助します。 ・補助金額は、調査・診断報告書の作成に要する委託費用、長期修繕計画の作成に要する費用の 2 分の 1 以内の額でかつ上限 30 万円です。 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	住宅政策課（Tel 096-328-2989）

②地域支え合い型サービス補助金	
対象・要件	地域団体・特定非営利活動法人、その他市長が認める団体
内 容	・運営費 ①訪問サービス（月額 2～12 千円）、②移動支援サービス（月額 2～12 千円） ③通所サービス（月額 30～72 千円） ・設立・更新費 ①～③年額 50 千円/3 年度に 1 回 ・特定研修費 ②、③のみ 年額 30 千円 ・リスク軽減費 ②年額 300 千円、③年額 60 千円 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	高齢福祉課（Tel 096-328-2963） 各区役所福祉課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

②熊本市市民との協働による鳥獣対策事業	
対象・要件	町内自治会若しくは校区自治協議会等
内 容	本市等と連携して鳥獣対策に取り組む自治会等に対して、イノシシなどによる被害を防止するための資機材を貸与します。 【資機材】イノシシ等捕獲用箱わな、電気柵、LED ライト等 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	農業支援課鳥獣対策室（Tel 096-328-2369）

②森林・山村多面的機能発揮対策事業	
対象・要件	【対象】3 名以上で構成する団体（森林所有者、地域住民、自治会、法人等） 【要件】熊本市内の森林（竹林）かつ 1000 m²以上のまとまりのある里山等（3 カ年継続）
内 容	地域住民、森林所有者等による「放置竹林対策（伐採等）」など里山林の保全などの取組を支援 例：[侵入竹除去・竹林整備活動]助成単価初年度：28.5 万円/ha※2・3 年目は助成額に変更あり 【交付金の使途】人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、作業の装備品（ヘルメット・手袋等）、伐採機具（なた・のこぎり等）・事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等。 詳しくは「熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会ホームページ」 （https://ino3349.wixsite.com/mysite/blank）をご確認ください。 
問合せ先	花とみどり協働課（Tel 096-328-2352）

②くまもとポイント事業	
対象・要件	地域活動やボランティア活動に従事する方（スマートフォンをお持ちの方）
内 容	マイナンバーカードと紐づけた専用スマートフォンアプリ「くまもとアプリ」を利用し、ボランティア活動等へ参加した際に、アプリ上でポイントを付与する「くまもとポイント事業」です。 ※くまもとアプリはマイナンバーカードで利用登録をしなくても一部使用できる機能もあります。 《ポイントの付与等》 【対 象 者】専用スマートフォンアプリ「くまもとアプリ」をダウンロードし、 マイナンバーカードで利用登録した方 【対象活動】熊本市もしくは町内自治会等が主催するボランティア活動 【ポイント付与数】1 活動＝100 ポイント 【ポイントの使途】アプリ内抽選会参加券や電子クーポンとの交換 くまもとポイント事業の紹介はこちら⇒ 
問合せ先	地域政策課（くまもとアプリ運営事務局）（Tel 096-328-2477）

②移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金	
対象・要件	移住者及び転居者
内 容	・県外からの転居される方の中古住宅購入費用を一部補助します。 上限：居住誘導区域「内」50 万円 「外」30 万円 ・熊本市内の居住誘導区域「外」から「内」に転居する子育て世帯・若者夫婦世帯に中古住宅購入費用を一部補助します。 上限：30 万円 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	住宅政策課（Tel 096-328-2438）

(2) 都市づくり・景観・公園

①まちづくりコンサルタント派遣制度

対象・要件	地区計画や建築協定等を活用したまちづくり計画を定めようとする住民主体の団体
内 容	団体からの申請により、専門知識と実務経験を有するまちづくりコンサルタントの派遣 ※派遣に係る経費は市が負担します。
問合せ先	都市政策課 (Tel 096-328-2502)

②景観（まちづくり）アドバイザー派遣制度

対象・要件	地域の住民等からなる団体
内 容	団体からの申請により、専門知識と実務経験を有するアドバイザー（外部講師）の派遣 ※派遣に係る経費は市が負担します。
問合せ先	都市デザイン課 (Tel 096-328-2508)

③違反屋外広告物簡易除却協力員制度

対象・要件	市民により構成されたグループ、町内自治会、企業などの団体 ※協力団体として認定を受けることが必要になります。
内 容	- 除却協力員証の交付 - 活動に必要な用具の支給、貸与 - 講習会の実施 - ボランティア保険の適合団体（保険の適合には一定の条件があります）
問合せ先	都市デザイン課 (Tel 096-328-2508)

④私道整備補助金

対象・要件	所有者の異なる家屋3棟以上の敷地の出入りに利用されている私道の所有者等 - 一般交通の用に供されていること - 所有者の異なる家屋3棟以上の敷地への出入りに利用され始めてから3年以上経過し、所有者の異なる複数の土地（公道及び私道に係る土地を除く。）が接していること - 工事施行箇所の私道幅員が1.8m以上あり、土地所有者の必要な承諾書が得られていること
内 容	工事費（市基準単価による基準工事費もしくは業者見積による申請工事費のいずれか安価な方）の75% ただし、補助金の額が250万円を超える場合は250万円、10万円未満の場合は交付対象外
問合せ先	各区土木センター ※各区土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

⑤景観形成活動支援

対象・要件	住民協定を締結している住民等
内 容	歴史的町並み等の整備・補修・修復を行う場合、総額の1/2以内で100万円を上限
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構 (Tel 096-333-2522)

⑥中心市街地建替え促進補助	
対象・要件	対 象：中心市街地活性化基本計画で定められる中心市街地全域 主な要件：新築建物の 1 階が商業施設、事務所又はホテル等であること。
内 容	○要件を満たした建築物について固定資産税相当額を補助 ・建築 新築した建物の固定資産税定額 上限 1,000 万円～1 億 1,000 万円を補助 ・解体 解体工事期間中における敷地の固定資産税額を最長 1 年分補助 ・統合 敷地の統合（売買）にかかる譲渡所得税、仲介料等について上限 100 万円を補助 ○専用融資「熊本市まちなか再生プロジェクト資金」を活用する場合に利子の一部を補助（利子補給） ・対象借入限度額 3 億円 ・利子補給率の上限 1 % ・期間 最長 3 年 ・利子補給限度 900 万円
問合せ先	都市デザイン課（Tel 096-328-2508）

⑦ふれあい美化ボランティア制度	
対象・要件	市民により構成されたグループ、町内自治会、企業などの団体
内 容	市の道路・河川・公園、町内区域など身近な公共スペースについて市と協定を結び、清掃・美化活動などを行い、市がその活動を支援します。 【支援内容】 清掃用具等の提供、ボランティア保険の手続き(保険の対象となるには一定の条件があります)、ごみの回収など ※詳細は、熊本市ホームページをご覧ください。
問合せ先	清掃場所、対象によって協定を結ぶ担当課・問合せ先が異なります。 道路：各区土木センター総務課 ※各区土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。 河川：各区土木センター総務課 公園：各区土木センター総務課 樹木：花とみどり協働課（Tel 096-328-2352） 観光施設：観光政策課（Tel 096-328-2393） 町内区域：廃棄物計画課（Tel 096-328-2359） 違反屋外広告物：都市整備景観課 屋外広告物班（Tel 096-328-2508） 地域政策課（Tel 096-328-2036）

⑧公園愛護会への支援	
対象・要件	公園愛護会
内 容	公園愛護会活動に必要な活動費の一部や物品の支援を行います。 【公園愛護会への助成金（1 団体当たり）】 ・基礎額…5,000 円、1 m ² 当たり…5 円、上限額 25,000 円（※100 円未満は切り捨て） 【清掃用具用簡易倉庫の設置】 ・詳細については、各区土木センター維持課にご相談ください。
問合せ先	各区土木センター維持課 ※各区土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

⑨公園の利活用に関する支援	
対象・要件	町内自治会、校区自治協議会、公園愛護会 など
内 容	【使用料の減免】：地域住民で構成された団体が対象（都市公園使用料に係る減免要綱） ・地域のコミュニティ、公園愛護会の活性化に寄与する場合は、使用料を減免します。
問合せ先	各区土木センター維持課 ※各区土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

⑩公園地域パートナー事業（旧：公園協働地域業務委託事業）	
対象・要件	熊本市が管理する公園区域
内 容	校区自治協議会または町内自治会等と公園の維持管理について委託契約及びボランティア協定を締結する事業です。 ・業務委託対象事業 （例）年３回の除草、 中低木の剪定 など ・ボランティア対象事業 （例）４回目以降の除草、 日常的な清掃活動及び公園パトロール など
問合せ先	各区土木センター維持課、各地域整備室 ※各区土木センター及び各地域整備室の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑪熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付制度	
対象・要件	熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度に登録した団体のうち、地域の団体（町内自治会、校区自治協議会など）、NPO 法人などの非営利団体
内 容	道路の除草や植樹帯の管理などの活動に報償金をお支払いいたします。※上限：300,000 円 【除草】（基本額）延べ面積 300 ㎡まで：15,000 円 （追加額）延べ面積 100 ㎡を超える毎に：5,000 円、構造物際除草 1m毎に：50 円 集水桝内除草 1 箇所毎に：100 円 【低木剪定】（基本額）延べ面積 100 ㎡まで：10,000 円 （追加額）延べ面積 100 ㎡を超える毎に：10,000 円
問合せ先	各区土木センター ※各区土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

⑫熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金	
対象・要件	地域の事業者、住民等からなる中心市街地内の地域団体 ・美化活動、地域価値向上イベントを複数回実施していること。 ・今後も継続して地域価値向上活動を実施する予定であること。
内 容	地域価値向上イベントを行う場合、経費の 1/2 以内（上限 300 万円） ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	市街地整備課 （Tel 096-328-2537）

(3) 子育て・子ども

①子育て相談・保育支援事業	
対象・要件	市民及び地域団体等
内 容	①地域の子育て親子への交流支援・子育て情報提供 ②保育園開放を通じての子育て相談・育児支援 ※保育園開放は各保育園で受付 ③電話による子育て相談（随時対応）
問合せ先	上記①③・・・子育て支援センター（18ヶ所） 上記②・・・保育幼稚園課（Tel 096-328-2568） 上記③・・・各区役所保健こども課 ※子育て支援センターについては、【3 地域活動 Q&A「Q7」】を参照ください。 ※各区役所の電話番号は末尾に掲載しています。

②乳幼児ママ・パパ教室	
対象・要件	就学前の子どもを持つ保護者 10 人(原則として)程度の市内の子育てサークル、地域の子育てグループ、保護者会
内 容	未就学児の保護者を対象とした子育て等講座への外部講師の派遣、その他必要な支援の情報提供。 助成額：講師謝礼金（熊本市負担）
問合せ先	熊本市総合子育て支援センター（Tel 096-364-0123）

③子育てほっとサポーター事業	
対象・要件	活動の依頼は、就学前の子ども及びその保護者が利用する子育て支援に関わる施設及び地域の子育てサークル等
内 容	親子の見守りや話し相手、親子遊び、絵本の読み聞かせ、その他目的に沿った活動 活動場所：市内の子育て支援に関わる施設や、地域の子育てサークル、区役所等
問合せ先	熊本市総合子育て支援センター（Tel 096-364-0123）

④子育て支援ネットワーク推進	
対象・要件	市民及び子育て支援のために活動する地域団体等
内 容	各区役所の保健師と地域の関係機関が協働で、子育て支援に関する情報交換や地域の子育て支援活動を行います。
問合せ先	こども支援課（096-328-2158） 各区役所保健こども課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑤こども食堂キャラバン隊活動	
対象・要件	校区自治協議会、校区民生委員児童委員協議会、校区子育て支援ネットワーク会議、その他地域団体
内 容	行政職員、こども食堂ネットワーク団体に所属するこども食堂関係者により構成されたキャラバン隊が校区自治協議会等の地域団体を訪問し、PR 動画の活用や事例紹介等をおとして、こども食堂の活動内容や魅力等をお伝えします。
問合せ先	こども政策課（Tel 096-328-2156）

⑥こどもの未来応援基金	
対象・要件	熊本市在住の個人、熊本市内に本拠地又は事務所がある団体
内 容	①地域における子育て支援活動 ②児童の健全育成を目的とする活動 ③障がいをもつ児童を支援する活動 ④ひとり親家庭及び両親のいない児童を支援する活動 ⑤父親の子育て及び育児参加を推進する活動 ⑥食事の提供を通し、全てのこどもが気軽に立ち寄れるこどもの居場所づくりを行う活動 ⑦⑥のこどもの居場所づくりに加え、学習等様々な学びの支援を行う活動 ⑧企業や一般家庭等から無償で食料の提供を受け、こどもやこどもの居場所づくりを行う活動 団体等に対し無償で食料を提供する活動 等の子育て支援活動を行う団体や個人に対し助成を行う。 詳しくはこども政策課へお問い合わせください。
問合せ先	こども政策課 (TEL 096-328-2156)

⑦オレンジリボンサポーター養成講習会	
対象・要件	おおよそ 15 名以上の地域団体や育児サークル、保育園、幼稚園、学校、企業等任意の団体
内 容	こどもの虐待防止に関係する講座や勉強会を開催される場合は講師を無料で派遣します。 (実施期間はお問合せください。)
問合せ先	こども家庭福祉課 (TEL 096-366-3030)

⑧ファミリー・サポート・センター＜熊本＞	
対象・要件	依頼会員は熊本市在住又は熊本市内に通勤・通学する方で、生後 3 ヶ月（病児は生後 6 ヶ月）から小学 6 年生までの子どもをお持ちの方 協力会員は原則熊本市内在住の満 20 歳以上の方で健康な方
内 容	①一時的で軽易な子どもの預かりや送迎等（預かる場所は、協力会員及び依頼会員の自宅、児童館などの公共施設等。） ②こどもの急な発熱による医療機関受診代行等 ※依頼会員・協力会員ともに、会員になるためには講習会の受講が必要です。
問合せ先	ファミリー・サポート・センター＜熊本＞事務局(熊本市男女協同参画センターはあもにいい内) (TEL 096-345-3011)

⑨家庭教育セミナー	
対象・要件	PTA や職場など子どもを持つ保護者で概ね 10 人以上の団体・グループ
内 容	「就学前の親としての心構え」、「子どもとのコミュニケーションのとり方」、「スマートフォン・携帯電話について」など家庭教育に関すること。 助成内容：講師謝金を市が負担します。
問合せ先	地域教育推進課 (TEL 096-328-2276)

⑩地域組織活動補助金	
対象・要件	各児童館ごとに、概ね 20 人以上で組織される地域組織
内 容	地域組織の活動に対する補助金 補助金額 対象経費の1/2 以内 1 組織あたり上限（年額）15 万円
問合せ先	こども支援課 （Tel 096-328-2158）

⑪校区青少年健全育成協議会運営費補助金	
対象・要件	校区青少年健全育成協議会
内 容	校区内の世帯数に応じて定める金額と補助対象経費とのいずれか低い方の額 2,500 世帯未満 56,000 円/年 2,500 世帯以上 4,500 世帯未満 61,000 円/年 4,500 世帯以上 66,000 円/年
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑫中学生地域交流推進事業助成金	
対象・要件	校区青少年健全育成協議会、中学生地域交流推進事業実行委員会
内 容	助成対象事業費の 1/2 以内（上限 8 万円）
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑬プレイパーク事業	
対象・要件	校区青少年健全育成協議会、プレイパーク実行委員会等
内 容	・遊び材料・工作道具代等の補助（新規開設の 1 回のみ 10 万円以内、以降、支援額 1 回 3 万円以内で年度 5 回まで支援） ・プレイリーダーの養成支援、派遣等 ※プレイパークの新規開設についてはご相談ください。
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑭健全育成懇談会～地域で育てる青少年～ の開催	
対象・要件	こどもの被害・非行防止に関心のある地域団体、PTA、青少協、自治会 等
内 容	「青少年における被害・非行の現状と防止」など青少年の被害・非行防止に関すること。 ※開催日や内容について、お気軽にご相談ください。 ※助成内容：講師謝金は、市が負担します。 ※開催予定日の 2 か月前までに、地域教育推進課へ電話でお問い合わせください。
問合せ先	地域教育推進課（青少年班）（Tel 096-328-2759）

(4) 人権・学び・文化・スポーツ

①人権学習に関する講師の紹介	
対象・要件	人権に関する研修会等を企画している地域団体、職場、行政等
内 容	・講師登録者数 20 名程度（令和 7 年度） ・講師一覧より、学習したい分野の講師を選び、その講師と直接打ち合わせをしてください。 なお、費用は、主催する団体等の負担となります。 ※詳細はお問合せください。 熊本市人権啓発市民協議会ホームページ（ https://lovemin.jp/ ）
問合せ先	人権政策課 （TEL 096-328-2333）



②地域団体等が開催する人権学習に関する啓発映像及び機器の貸し出し	
対象・要件	人権に関する研修会等を企画している地域団体・職場・行政等
内 容	【貸出方法】 ・電話または熊本市人権啓発市民協議会ホームページのフォームで仮予約後、借用書を提出 ・1 回につき 3 本以内 / 貸出期間は概ね 1 週間以内 / 費用は無料 【貸出物】 ・ビデオ・DVD（約 400 本） ※再生に必要な機器の貸出も可 ・紙芝居（54 作品）・パネル（B2サイズ 13 枚 1 セット） ※詳細は熊本市ホームページまたは熊本市人権啓発市民協議会ホームページをご覧ください。
問合せ先	人権政策課 （TEL 096-328-2333）



③出前講座	
対象・要件	市内に在住、在勤または在学している概ね 10 人以上で構成された地域団体・グループ
内 容	教育・文化、子育て、福祉と健康、生活、市政・まちづくり、環境等のメニューの中から講座を選び、各講座担当部署へご連絡ください。詳しくは、「熊本市ホームページ」 （https://www.city.kumamoto.jp/）をご覧ください。
問合せ先	生涯学習課 （TEL 096-328-2736）



④おでかけ公民館講座	
対象・要件	町内自治会、地域公民館、子ども会等の地域団体及び学校、PTA などの団体の学習活動等
内 容	・人権、健康、音楽・鑑賞、文化教養、国際理解、子育て、造形活動などご要望に応じた講座の企画への助言、講師の紹介等 ・講師謝金については、依頼者（団体）と公民館で協議します。 ・最寄の公民館へ、1 か月前までにご連絡ください。
問合せ先	各公民館 ※各公民館の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑤野外活動等指導者派遣	
対象・要件	熊本市内の主に青少年で構成される 10 人以上の団体
内 容	・レクリエーション活動やキャンプ活動への指導者の派遣 ・指導者への謝礼金の一部を市で負担
問合せ先	生涯学習課 （TEL 096-328-2736）

⑥郷土文化財制度	
対象・要件	保存・継承・啓発する活動が伴う地域の文化資源を郷土文化財として認定します。
内 容	認定された文化資源には次のような支援を行います。 ・ホームページや市政だより等での郷土文化財の情報発信や PR 支援品の作成 ・郷土文化財の保存や管理等に関するアドバイス
問合せ先	文化政策課 （TEL 096-328-2039） 各まちづくりセンター ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。 ※各まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

⑦文化財保存修理事業費補助	
対象・要件	下記要件のうち文化財等の所有者、保持者又は管理者で、補助金の交付の対象となる事業 ・文化財保護法により指定された文化財で、熊本市内に存在するもの。 ・熊本県文化財保護条例により指定された文化財で、熊本市内に存在するもの。 ・熊本市文化財保護条例により指定された文化財
内 容	・国指定文化財の修理、管理、公開その他保存及び活用等に関する事業で、国庫補助金（県補助金）の交付を受けて実施するもの。 ・県指定文化財の修理、管理等に関する事業で、県補助金の交付を受けて実施するもの ・市指定文化財の修理・管理等に関する事業
問合せ先	文化財課 （TEL 096-328-2740）

⑧人と犬・猫のよりよい関係づくり講座	
対象・要件	犬・猫の飼い主や、飼い主のいない猫の世話をしている方を含めた地域団体等
内 容	地域住民が気持ちよく生活するために、犬・猫を飼育するうえでのルールやマナー、地域猫活動について学ぶ。
問合せ先	動物愛護センター （TEL 096-380-2153）



⑨図書館資料の団体貸出	
対象・要件	- 市内の地域団体、社会教育団体、その他これらに類する団体 - 図書の貸出、返却及び保管できる場所、設備の要件を備えること。
内 容	- 団体等の代表は、団体貸出申込書を提出し登録を受けること。 - 貸出期間 2ヶ月以内 - 貸出冊数 300冊を限度とする。 ※図書館資料の管理は、当該団体の代表者が行います。
問合せ先	熊本市立図書館 (Tel 096-363-4522)

⑩視聴覚資料の団体貸出	
対象・要件	市内の地域団体・社会教育団体・その他これらに類する団体、館外で利用しようとする団体等
内 容	- 団体貸出申込・・・貸出日の属する月の2ヶ月前から。 - 貸出期間・・・貸出日から起算して3日以内 - 視聴覚資料等の種類と1回当たりの貸出数量 (1) 16ミリ映画フィルム、ビデオテープ、DVD 同一種類の資料5点以内 (2) 16ミリ映写機、プロジェクター いずれか1台 (3) ビデオ・DVD デッキ 1台 (4) スクリーン 1枚 (5) 暗幕 映写に必要な枚数 ※視聴覚資料等の管理は、当該団体の代表者が行います。
問合せ先	熊本市立図書館 (Tel 096-363-4522)

⑪総合型地域スポーツクラブ育成	
対象・要件	総合型地域スポーツクラブ又は設立準備委員会
内 容	生涯スポーツ振興の取り組みとして、校区や地域で活動している総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。 - 夜間開放学校施設管理委託、夜間開放学校運動施設優先使用 - 小中学生対象スポーツ活動施設使用料減免 - スポーツクラブ交流会開催、スポーツクラブ育成フォーラム開催 - スポーツ用具の無料貸出（1年間）、印刷機の無償使用（広報誌・イベントチラシ印刷等） - 人材育成事業、設立準備委員会アドバイザー派遣
問合せ先	スポーツ振興課 (Tel 096-328-2724)

⑫スポーツリーダーバンク制度	
対象・要件	5名以上の市内に居住または通勤される方によって構成されたグループや団体（学校を含む） - 活動参加者全員がスポーツ安全保険等に加入されているグループや団体
内 容	熊本市スポーツリーダーバンクに登録されている種目別リーダー、地域スポーツリーダー、マネジメントリーダーを要望に応じて派遣します。 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	スポーツ振興課 (Tel 096-328-2724)

⑬スポーツ協会運営補助金	
対象・要件	校区体育・スポーツ協会
内 容	各校区体育・スポーツ協会に対して、事業実績に基づき補助
問合せ先	熊本市スポーツ協会 (Tel 096-328-2724)

⑭スポーツ用具無料貸し出し	
対象・要件	団体
内 容	ニュースポーツから一般種目、健康器具など約 100 種目の用具の中で、ご希望の用具を貸し出しいたします。（1 週間） お申込みは、水前寺競技場へお電話ください。 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
問合せ先	水前寺競技場 （Tel 096-381-9323）

⑮学校施設使用料・旧学校利用施設使用料の減免	
対象・要件	・熊本市が認める総合型地域スポーツクラブが対象校区の学校施設等において主催する行事 ・校区住民で組織する団体が当該校区の学校施設等において主催する行事 ・障がい者団体等が主催し、障がい者のために開催される行事 ※上記以外でも対象となる場合があります。（詳細はお問合せください）
内 容	下記の学校施設等を利用する場合、施設使用料（照明使用料は除く）を免除することができます。 ・熊本市立の学校・幼稚園（特別支援学校は除く）の校庭、教室、体育館、武道場 ・熊本市旧学校利用施設グラウンド・体育館 ※各学校・園により使用可能な施設が異なりますので、使用する学校・園へご確認ください。
問合せ先	教育政策課 （Tel 096-328-2704）

⑯フェアトレード出前講座	
対象・要件	フェアトレードについて聞きたい・知りたいという方
内 容	フェアトレードについて聞きたい・知りたいという方に対して、本市職員が開催場所へ出向いてフェアトレードの概要説明や本市の取組について紹介する出前講座を行っています。 詳細は熊本市 HP（https://www.city.kumamoto.jp/kiji00317713/index.html）をご覧ください。
問合せ先	国際課（Tel 096-328-2070）

⑰国際交流員派遣講座	
対象・要件	市内の学校に通学する方や市内にお住まいの方、勤務先が市内の方で構成される団体・グループ
内 容	学校や地域の国際交流団体等からの依頼により国際交流員を派遣し、自国文化や各国の習慣の違い等を紹介する講座等を実施しています。詳細は熊本市 HP（https://www.city.kumamoto.jp/kiji00328239/index.html#toiawaselnfo）をご覧ください。
問合せ先	国際課（Tel 096-328-2070）

(5) 防犯・防災

① 熊本市町内自治振興等補助金（防犯灯維持管理事業）					
対象・要件	町内自治会				
内 容	年間 1 灯あたり	10 ワット以 下	10 ワット超 20 ワット以下	20 ワット超 40 ワット以下	40 ワットを 超える
		1,200 円	1,400 円	1,800 円	2,000 円
		※上記単価に、毎年度 4 月 1 日現在における防犯灯の設置数を乗じて得た額 ※防犯灯の新規設置に関する補助については、所轄警察署内の地区防犯協会（連合会）で行っ ています。詳しくは【3 地域活動 Q&A 「Q3 街路灯・防犯灯の違いは？」P31】を 参照ください。 ※町内自治活動事業は P4 を参照ください。			
問合せ先	各区役所総務企画課、各まちづくりセンター ※電話番号は、末尾に掲載しています。				

②校区等防犯協会補助金	
対象・要件	校区防犯協会 ※松尾地区・大和地区は地区防犯協会
内 容	1 団体あたり年間 10 万円を補助
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

③犯罪を防ぐ安全安心まちづくり	
対象・要件	地域団体等
内 容	・情報の提供 ・安全安心パトロールの連携等
問合せ先	各区役所総務企画課・生活安全課（096-328-2397） ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

④熊本市消防施設等補助金								
対象・要件	消防団各分団							
内 容	当該事業費の70%にあたる額又は別表の各項目に掲げる額のうちいずれか低い金額							
	別表							
	消防施設	解体・撤去	新設・取替え	修繕	消防施設	解体・撤去	新設・取替え	修繕
	倉庫（車庫）	400,000円	400,000円	150,000円	火の見櫓	200,000円	二	二
	倉庫（資機材庫）	300,000円	300,000円	100,000円	消火栓ボックス類	二	50,000円	二
	防火水槽	300,000円	300,000円	100,000円	サイレン等	50,000円	50,000円	二
	ホース乾燥塔	250,000円	200,000円	100,000円				
問合せ先	消防局警防部警防課 （TEL 096-372-2770）							

⑤自主防災クラブによる防災のまちづくり	
対象・要件	自主防災クラブ
内 容	防災資機材等の支給（世帯数に応じた点数で選択） ・自由選定資機材 発電機、倉庫等、自主防災クラブの活動に必要な物品に限る。 ・標準資機材 クラブ旗、ヘルメット、腕章、警笛、メガホン、トランジスタメガホン、ラジオ付ライト、ロープ、防災シート、担架、消火用バケツ、誘導旗、背負い式搬送ベルト、トランシーバー、反射ベスト、折りたたみ式リヤカー、簡易トイレ、50人用災害用救急セット、救助資機材セット
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 防災対策課 （Tel 096-328-2360）

⑥避難所運営委員会活動支援助成金	
対象・要件	校区防災連絡会が設置する避難所運営委員会
内 容	避難所運営委員会ごとに作成する避難所開設運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）の作成・改訂やマニュアルに基づく訓練の実施状況に応じ助成します。※上限3万円 ・マニュアルの作成改訂等のための会議を年に2回以上実施（1万円） ・マニュアルを基に訓練を実施（1万円） ・新たにマニュアルを作成、または訓練等を基にマニュアルを改訂（1万円）
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 防災対策課 （Tel 096-328-2360）

⑦地域版ハザードマップ作成支援	
対象・要件	町内自治会等
内 容	・防災及びマップ作成に関する講習会の実施 ・地域の災害危険箇所に関する相談・助言 ・マップの作成に係る物品の調達、印刷等 ※事前申請が必要です。詳細はお問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑧住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの設置・維持管理対策	
対象・要件	市民、地域団体等
内 容	・住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの必要性、効果、奏功事例、設置及び維持管理等に関する説明を実施します。 ・相談、助言等 ※詳細はお問合せ下さい。
問合せ先	消防局予防部予防課 （Tel 096-363-0263）

⑨電柱への海拔表示板、避難場所表示板等の設置支援	
対象・要件	町内自治会、自主防災クラブ等
内 容	地域における防災意識の向上及び防災体制の整備を目的に、九州電力又N T T 西日本が所有する電柱に対して、町内自治会等が海拔や避難場所経路等の表示板を設置するにあたり、市が窓口となり設置のご相談ができます。 ※申請には、電柱番号や写真等の添付が必要となるため、まずはご相談ください。
問合せ先	防災対策課 (Tel 096-328-2360)

⑩上下水道の災害対応設備の研修	
対象・要件	貯水機能付給水管やマンホールトイレが整備されている小中学校区にお住まいの方で、地域防災に興味のある方のグループ ※ご不明の場合はお問い合わせください。
内 容	災害発生時において断水が発生した場合でも地域の方で迅速に対応できるように、飲み水を確保する貯水機能付給水管の使い方やマンホールトイレの組み立て方法等について、実習を交えながら説明を行います。研修時間は約 1 時間です。
問合せ先	貯水機能付給水管の研修について 上下水道局 給排水設備課 (Tel 096-381-1151) マンホールトイレの研修について 上下水道局 下水道維持課 (Tel 096-381-6330)

⑪雨水浸透枳設置補助金	
対象・要件	熊本市内の自宅などに雨水浸透枳設置を計画されている方で、下記の要件を全て満たす方 1. 浸透枳を設置する敷地の所有者または、所有者の同意を得た方 2. 市税を滞納していない方 (補助対象基数) ・新築、増築住宅の場合 2基目から補助します。 ・既存住宅の場合 1基目から補助します。
内 容	(雨水浸透枳1基当りの補助金額) コンクリート製 19,000 円、塩化ビニール製 14,000 円 ※総額20万円を限度額とします。※雨水浸透枳の設置工事をされる前に、申込みが必要です。 ※要件や内容等の詳細についてはお問合せください。
問合せ先	河川課 (Tel 096-328-2571)

⑫防犯カメラ設置等補助金（令和7年度）	
対象・要件	町内自治会、校区等防犯協会、校区自治協議会
内 容	1か所あたり20万円を補助 【申請期間】 令和7年6月2日～7月31日 【補助対象】※応募多数の場合は抽選 ①防犯カメラ・録画装置等の購入費用及び設置工事費用 (専用柱(ポール)の設置工事を含む) ※ 防犯灯と防犯カメラが一体化した機器(防犯カメラと併せて、防犯灯を設置する場合を含む。)も含む。 ②防犯カメラの設置を示す表示(看板やステッカー等)の作成および設置費 ③その他防犯カメラ設置に要する経費
問合せ先	生活安全課 (Tel 096-328-2397)



(6) 福祉・健康

①民生委員児童委員協議会活動推進費補助金

対象・要件	民生委員児童委員協議会
内 容	事業経費として年額 13 万円以内を補助
問合せ先	健康福祉政策課 (Tel 096-328-2340) 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 地域福祉推進課 (Tel 096-288-2748)

②校区社会福祉協議会活動支援経費

対象・要件	校区社会福祉協議会
内 容	基礎的な活動に対する経費として、年額 5 万円以内を補助
問合せ先	健康福祉政策課 (Tel 096-328-2340) 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 地域福祉推進課 (Tel 096-288-2748)

③単位老人クラブ活動助成金

対象・要件	単位老人クラブ
内 容	活動助成金 年額上限 48,000 円 健康増進助成金 年額 5,000 円 ※9 か月以上（新規結成クラブの場合 6 か月以上）にわたって活動を行う団体が対象です。 ※年度途中で活動の開始又は休止（解散を含む。）があった場合には、活動のない月について、活動助成金を月割りで減額します。
問合せ先	高齢福祉課 (Tel 096-328-2963) 各区役所福祉課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

④老人クラブ結成助成金

対象・要件	単位老人クラブ（新規）
内 容	新規に老人クラブ結成時 2 万円 ※再結成は除きます。
問合せ先	高齢福祉課 (Tel 096-328-2963) 各区役所福祉課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑤シルバーヘルパー活動推進事業補助金

対象・要件	シルバーヘルパー（※）を有する地区老人クラブ連合会等
内 容	対象団体に対し、年額 10 万円を上限として事業費の 1/2 を補助 ※シルバーヘルパー活動（元気高齢者による虚弱高齢者への支援、福祉施設への奉仕・慰問等）を行うための「シルバーヘルパーの養成講習会」の受講を修了した方
問合せ先	高齢福祉課 (Tel 096-328-2963) 各区役所福祉課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。 ※シルバーヘルパー養成講習会については、熊本市老人クラブ連合会 (Tel 096-341-1060)

⑥「くまもと元気くらぶ」活動支援事業補助金	
対象・要件	「くまもと元気くらぶ」（介護予防活動に取り組み、自主的に運営し以下の要件を満たす団体） ・参加者の半数以上は 65 歳以上で構成し、参加人数はおおむね 10 人以上であること 等 ※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。
内 容	①活動支援補助（補助率 1/2） ・物品購入費の助成（限度額 58,000 円 1 回限り）、活動費の助成（限度額 74,000 円/年） ②リハビリテーション専門職の派遣（年度内 6 回まで） ③「くまもと元気くらぶ」立ち上げ支援
問合せ先	高齢福祉課（Tel 096-328-2963） 各区役所福祉課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑦健康まちづくりの活動	
対象・要件	健康をテーマにしたまちづくりに関心を持つ各種団体や住民、関係機関、ボランティア等
内 容	校区の健康課題や強みを共有するための勉強会や健康の視点を取り入れた地域イベントの開催など、地域のコミュニティづくりと一体となった取組に関する相談や支援を行います。
問合せ先	健康づくり推進課（Tel 096-328-2145） 各区役所保健こども課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑧地域の健康教室・健康相談	
対象・要件	市民及び地域団体等
内 容	健康づくりに関する教室や相談会を開催します。 ※電話による相談（随時対応）、区役所への来所による相談（健康相談日は市政だよりへ掲載）も受け付けています。
問合せ先	各区役所保健こども課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑨こころの健康に関する講話	
対象・要件	町内自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の団体
内 容	講話、こころの健康へのアドバイス、悩んでいる人への声のかけ方、ゲートキーパーの紹介を行います。参加者 10 人以上で実施し、指定された場所またはオンライン（teams）で行います。実施希望日の 1 か月前までに電話で相談ください。
問合せ先	こころの健康センター（Tel 096-362-8100）

⑩ ①食生活改善推進員養成 ②地区組織活動支援事業	
対象・要件	① 18 歳以上の市民 ② 熊本市食生活改善推進員協議会
内 容	① 地域住民を対象に食生活改善を中心とする健康づくりの普及啓発を行うボランティア「食生活改善推進員」を養成します。 ② 食生活改善推進員からなる地区組織（熊本市食生活改善推進員協議会）が、組織的・継続的に実施する健康づくりのための諸活動に対し、関係団体との連絡調整、情報の提供、その他必要な助言等の支援を行います。
問合せ先	健康づくり推進課（096-328-2145） 各区役所保健こども課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

⑪ ①8020推進員養成 ②地域活動支援事業	
対象・要件	① 熊本市に居住または通勤・通学する 18 歳以上の方 ② 熊本市8020健康づくりの会
内 容	① 地域住民を対象に、8020運動の推進や歯と口腔の健康づくりの啓発を行うボランティア「8020推進員」を養成します。 ② 8020推進員からなる地区組織（熊本市8020健康づくりの会）が、組織的・継続的に実施する健康づくりのための諸活動に対し、関係団体との連絡調整、情報の提供、その他必要な助言等の支援を行います。
問合せ先	健康づくり推進課（熊本市口腔保健支援センター）（096-328-2145） 各区役所保健こども課 ※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

(7) 環境・緑化

①市民リサイクル活動助成金事業

対象・要件	町内自治会、子ども会、PTA、婦人会、老人クラブなどの非営利団体
内 容	・対象品目：古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、アルミ缶、スチール缶、一升びん、ビールびん、古着、資源物として収集している金属類、ガス缶、スプレー缶 ・回収量に応じた助成 助成単価 1 キログラム当たり 7 円 ・実施回数助成 (実施月数) × 1,000 円
問合せ先	各区役所総務企画課 ※電話番号は、末尾に掲載しています。 廃棄物計画課 (TEL 096-328-2359)

②リサイクル保管庫設置補助金

対象・要件	市に事前登録している市民リサイクル活動登録団体
内 容	リサイクル保管庫設置経費の 1/2 (上限 10 万円) ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課 ※電話番号は、末尾に掲載しています。 廃棄物計画課 (TEL 096-328-2359)

③ごみステーション施設整備補助金

対象・要件	町内自治会（植木地区は既に類似の制度があるため対象外。）
内 容	ごみステーション施設整備経費の 1/2 (上限 5 万円) ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	廃棄物計画課 (TEL 096-328-2359)

④ごみステーション管理支援補助金

対象・要件	町内自治会
内 容	ごみステーションの美化清掃に使用する清掃用具の購入、動物等からの保護ネット・かご等の購入・補修、排出・分別指導の経費、看板作成・印刷製本、土地賃借料等に係る経費、ごみカレンダーの配布に要する経費など ※詳細は、お問い合わせください。
問合せ先	各区役所総務企画課 ※電話番号は、末尾に掲載しています。 廃棄物計画課 (TEL 096-328-2359)

⑤ボランティアシール制度	
対象・要件	町内自治会、町内自治会の承認を受けた団体（老人会や子ども会等の地域団体）
内 容	対象 ・市内の公共の場所のボランティア清掃を行ったとき。 ・ルール違反ごみを再分別して出し直すとき。 交付枚数 ・町内自治会が交付申請する場合：200 枚まで ・町内自治会以外が交付申請する場合：50 枚まで
問合せ先	各区役所総務企画課 ※電話番号は、末尾に掲載しています。 廃棄物計画課 （Tel 096-328-2359）

⑥減量美化推進員制度	
対象・要件	町内自治会
内 容	・清掃用具や腕章の貸与 ・ごみ袋の配付
問合せ先	各区役所総務企画課 ※電話番号は、末尾に掲載しています。 廃棄物計画課 （Tel 096-328-2359）

⑦雨水貯留施設補助金	
対象・要件	申請者が居住する家屋又はその敷地内に設置するもの。 ※共同住宅・店舗・工場等は対象となりません。
内 容	・既設の浄化槽を雨水貯留槽に転用するもの。 費用の 1/2（上限：70,000 円） ・雨水貯留タンク（雨水を合計 200 リットル以上貯留するもの）を設置するもの。 費用の 1/2（上限：35,000 円） ※事前申請が必要です。詳細は、熊本市ホームページをご覧ください。
問合せ先	各区役所総務企画課 ※各区役所の電話番号は末尾に掲載しています。 水保全課 （Tel 096-328-2436）

⑧地下水都市熊本空間創出整備事業補助金	
対象・要件	「熊本水遺産」に登録され、所有者、管理者が官公でないこと。 ※所有者の同意が必要です。
内 容	既存水資源整備事業 ・浚渫、法面保護、水路整備、案内看板設置、遊歩道整備、駐車場整備その他の既存水資源の環境整備を行うもの。 ・費用の 1/2（上限：50万円） ※事前申請が必要です。詳細は、下記お問い合わせ先まで。
問合せ先	水保全課 （Tel 096-328-2436）

⑨環境総合センターホール等使用料免除	
対象・要件	町内自治会、校区自治協議会等地域団体 ※詳細はお問い合わせください。
内 容	使用料の免除（ホール等の使用時間は、朝 9 時～夜 5 時まで） 休館日は土日祝、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
問合せ先	環境総合センター （TEL 096-379-2511）

⑩沿道緑化モデル助成	
対象・要件	法人、団体、個人（県・市町村の景観計画で定められた重点地域又は施設届出地区内の国道、県道又は市町村道に沿った民有地における店舗、事業所、工場、住宅等の緑化事業） ※予算の範囲内での支援となります。 ※事前申請が必要です。詳細は HP でご確認又は下記お問い合わせ先まで。
内 容	総額の 1/2 以内で 50 万円を上限
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構 （TEL 096-333-2522）

⑪花いっぱい運動支援	
対象・要件	地域の住民団体（老人会・婦人会・子ども会など）による公共用地への植栽
内 容	年 2 回（春・秋）植栽面積に応じて花の種子、球根、苗を交付します。 ※予算の範囲内での支援となります。 ※事前申請が必要です。詳細は HP でご確認又は下記お問い合わせ先まで。
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構 （TEL 096-333-2522）

⑫緑花ボランティア支援	
対象・要件	地域の住民団体（老人会・婦人会・子ども会など）による公共用地への植栽、または公共施設等へのプランターの設置 ※予算の範囲内での支援となります。 ※事前申請が必要です。詳細は HP でご確認又は下記お問い合わせ先まで。
内 容	苗木・花苗・資材代、維持管理に必要な用具代で 30 万円を上限
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構 （TEL 096-333-2522）

⑬グリーンカーテン設置支援	
対象・要件	5 名以上の法人や団体（専ら事業の用に供する建築物へのグリーンカーテン設置） ※予算の範囲内での支援となります。 ※事前申請が必要です。詳細は HP でご確認又は下記お問い合わせ先まで。
内 容	種子や苗、支柱等の購入費用について、1 団体あたり 5 万円を限度として助成（設置するグリーンカーテンは 10 m ² 以上とする）※詳細はお問い合わせください。
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構 （TEL 096-333-2522）

⑭地域緑化支援事業	
対象・要件	緑の募金に協力いただいた町内自治会
内 容	緑化用資材等の助成・樹木花苗購入助成 ※事前申請が必要です。 ※配布時期等、詳細はお問い合わせください。
問合せ先	熊本市地域みどり推進協議会事務局（花とみどり協働課内） （Tel 096-328-2352）

⑮つながりの森づくり補助金	
対象・要件	個人、共同住宅又は事業所の敷地内に一定の面積以上の植栽をされる方
内 容	＜助成対象＞ ・個人、共同住宅 2m 以上の樹木を3本以上植栽される方 ・事業所 2m 以上の樹木を5本以上植栽される方 ・生 垣 1m 以上の樹木を延長 5m以上植栽される方 ※事前申請が必要です。助成額など詳細は HP でご確認又は下記お問い合わせ先まで。
問合せ先	花とみどり協働課（Tel 096-328-2352）

⑯屋上緑化等モデル助成事業補助金	
対象・要件	専ら事業の用に供する建築物又は戸数6戸以上を有する3階建以上の中高層住宅等
内 容	・助成対象 壁面緑化、屋上緑化 ・助成内容 1/2 以内 ・補助金の上限額 屋上緑化 100 万円、壁面緑化 20 万円 ※詳細は HP 等でご確認ください
問合せ先	くまもと緑・景観協働機構 （Tel 096-333-2522）

⑰花苗配布事業	
対象・要件	町内自治会等
内 容	街路や公共施設等に花壇やプランターを設置し、花苗を植栽する町内自治会等への花苗の提供 ※町内自治会等を対象に、毎年3月と10月頃にご案内します。
問合せ先	花とみどり協働課（Tel 096-328-2352）

(8) 経済・農業

①商店街活性化特別支援事業助成金	
対象・要件	商店街団体（任意団体含む） 熊本商工会議所及び各商工会、商業者で設立した事業協同組合及び協業組合 他
内 容	商店街等が実施するイベント等の事業に対する助成 ・助成率：1/2 以内 上限：200 万円 ※審査会による採択結果で異なります。 ※根拠：熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱 ※詳しくは、熊本市のホームページをご確認のうえ、お問い合わせください。
問合せ先	商業金融課 （Tel 096-328-2424）

②商店街共同施設補助金	
対象・要件	商店街団体（任意団体含む）・熊本商工会議所及び各商工会 等
内 容	商店街等が実施する防犯カメラ等の共同施設の設置に対する助成 助成率：1/3 以内 上限：100 万円 根拠：熊本市商店街共同施設補助金交付要綱 当年度 8～9 月頃に、翌年度に当補助金を活用して共同施設の設置を希望される団体の募集を行い、翌年度分の予算措置を行います（当年度募集の際に応募がない場合、原則として翌年度に助成を行うことができませんのでご了承ください。）。 ※詳しくは、熊本市のホームページをご確認のうえ、お問い合わせください。
問合せ先	商業金融課 （Tel 096-328-2424）

③交流人口拡大支援事業助成金	
対象・要件	商店街団体（任意団体含む）、熊本商工会議所及び各商工会、商業者で設立した事業協同組合及び協業組合、生活衛生同業組合、観光振興や広域的な地域経済の活性化を目的に設立された団体 他
内 容	商店街等が実施する来街者の受入環境整備に対する助成 ・助成率：1/2 以内 上限：100 万円 商店街等が産官学と連携し、地域資源の活用を図る取組に対する助成 ・助成率：1/2 以内 上限：100 万円 ※詳しくは、熊本市のホームページをご確認のうえ、お問い合わせください。
問合せ先	商業金融課 （Tel 096-328-2424）

④商店街地域課題解決支援事業	
対象・要件	商店街団体（任意団体含む）
内 容	地域課題の解決に向けた専門家派遣や派遣を契機に策定された事業計画等に基づく取組に対する助成 ・ 専門家派遣回数 上限 4 回／団体 ・ 課題解決事業支援 上限 50 万円／団体 ※詳しくは、熊本市のホームページをご確認のうえ、お問い合わせください。
問合せ先	商業金融課 （TEL 096-328-2424）

⑤商店街出店支援事業	
対象・要件	中小企業者、商店街団体等
内 容	中小企業者等が商店街地区の空き店舗に出店する際の経費や、時間帯区分等で出店可能なチャレンジショップの設置に係る経費、所有する店舗を複数店舗に分割する際の経費の助成 ・ 新規出店支援 助成率：1 / 2 以内 上限：25 万円 ・ チャレンジショップ設置支援 助成率：1 / 2 以内 上限：25 万円 ・ 空き店舗リノベーション支援 助成率：1 / 2 以内 上限：50 万円 ※詳しくは、熊本市のホームページをご確認のうえ、お問い合わせください。
問合せ先	商業金融課 （TEL 096-328-2424）

⑥多面的機能支払交付金事業	
対象・要件	対 象：農業振興地域内の農用地 対象組織：農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織
内 容	①農地維持支払 ： 田 3,000 円/10a、畑 2,000 円/10a の交付金を交付 ②資源向上支払（共同） ： 田 2,400 円/10a、畑 1,440 円/10a の交付金を交付 ③資源向上支払（長寿命化）： 田 4,400 円/10a、畑 2,000 円/10a の交付金を交付 ※交付単価は活動内容と組織の状況によって異なります。詳細はお問合せください。
問合せ先	制度全般 ： 農地整備課 （TEL 096-328-2953） 活動の相談：中央・東・北区 北東部農業振興センター基盤整備課（TEL 096-272-1145） 西・南区 西南部農業振興センター基盤整備課（TEL 096-329-1168）

3 地域活動Q & A

道路

Q1 道路については、どこに問い合わせればいい？

A 市内の国道（3号、57号、208号を除く）、県道、市道に関することは、各区土木センターまたは地域整備室へお問い合わせください。道路の維持管理や私道の整備補助金の交付などを行っています。カーブミラーやガードレールも同様の管轄です。なお、国道（3号、57号、208号）に関することは、国土交通省熊本河川国道事務所へお問い合わせください。

●国道（3号、57号、208号を除く）、県道、市道に関すること

・各区土木センター ※各区土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

●国道(3号、57号、208号)に関すること

・国土交通省熊本河川国道事務所 TEL 096-382-1111

※業務時間外における、道路上の異常（落下物、穴ぼこ等）の発見・通報は「道路緊急ダイヤル」へご連絡ください。

・全国共通 #9910(年中無休)

公園

Q2 公園についてはどこに聞いたらいい？

A ○各区土木センター維持課及び地域整備室

公園の維持管理（除草・樹木剪定・消毒・清掃・ごみ回収・修繕等）に関すること

○各区土木センター維持課

公園施設の整備・改修・公園愛護会に関すること

公園の財産管理（使用許可・占用許可）に関すること

ただし、年2回（春・秋）の町内一斉清掃のごみ回収は各区役所総務企画課へお問い合わせください。
※各区役所・土木センターの電話番号は、末尾に掲載しています。

防犯

Q3 街路灯・防犯灯の違いは？

A 街路灯は、道路法等に基づき行政が設置・維持管理している道路照明施設です。

（お問い合わせ先）Q1の道路と同じです。

※ご連絡の際は、道路面から1.8mの位置に

取り付けてある管理番号札をご確認いただくと

スムーズな対応につながります。

管理番号札見本→

熊本市道路照明灯	
管理番号	〇-〇〇〇〇〇
〇区土木センター	
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇	

防犯灯は、街路灯の設置基準に満たないものなどで、町内自治会が設置、維持管理しています。

(お問い合わせ先)

〈新規設置に関すること〉

※防犯灯の新規設置費補助(受付時期、補助件数などは地区により異なります)

熊本中央地区防犯協会	TEL 096-323-0110(熊本中央警察署内)
熊本南地区防犯協会	TEL 096-326-0110(熊本南警察署内)
熊本東地区防犯協会	TEL 096-368-0110(熊本東警察署内)
熊本北合志地区防犯協会連合会	TEL 096-341-0110(熊本北合志警察署内)

【参考】防犯灯新規設置補助1灯あたり上限額

防犯灯	8,500 円
-----	---------

〈維持管理に関すること〉

各区役所総務企画課、各まちづくりセンター

※各区役所・各まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

ごみ

Q4 ごみカレンダーのことはどこに聞く？

A 「家庭ごみ・資源収集カレンダー」は、町内自治会を通じて配布(一部を除く)されます。転入・転居の際は、各区役所総務企画課、市庁舎7階廃棄物計画課(TEL 096-328-2359)、まちづくりセンター(管内の分)で配布しています。

内容に関するお問い合わせは、廃棄物計画課(同)へお願いします。

また、ごみカレンダーの閲覧機能やごみの収集日をお知らせする機能、ごみの分別方法を紹介する機能などを搭載した「ごみカレンダーアプリ」を配信中です。スマートフォンやタブレットにダウンロードしてご利用ください。

【ダウンロード方法】

二次元バーコードから
ダウンロードしてください。



※各区役所、まちづくりセンターの電話番号は、末尾に掲載しています。

Q5 ごみ関係の相談はどこ？

A ごみに関する相談・大型ごみ収集の申し込みはごみゼロコール(TEL 0570-00-5374)に電話で申し込んでください。アナウンスに沿って、大型ごみの申し込みは「1」を、その他ごみに関する相談は「2」を押してください。

ごみステーション等に関することは、各区役所総務企画課・各クリーンセンターの啓発推進班へ、市民リサイクル活動など資源物の回収を行い、助成金の申請を希望する場合は各区役所総務企画課・廃棄物計画課(TEL 096-328-2359)へお問い合わせください。

【各クリーンセンター連絡先】

・西部クリーンセンター(中央区・西区・南区)	TEL 096-329-8803
・東部クリーンセンター(東区・北区)	TEL 096-365-4343

※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

衛生

Q 6 あき地に雑草が生い茂り、周辺住民が迷惑しています。どうすればいい？

- A あき地に生えた雑草は、その土地の所有者等で除草することが必要です。住宅地周辺のあき地に雑草が生い茂り、生活環境の悪化につながるときは、あき地の所有者等に除草の指導等ができる場合がありますので、各区役所総務企画課までご相談ください。

※各区役所の電話番号は、末尾に掲載しています。

※詳細は、熊本市のホームページ（あなたのあき地、管理は大丈夫ですか？）をご覧ください。



熊本市のホームページ

子育て

Q 7 子育てに関することは、どこでどういうことをやっているの？

- A 子育て中の方が、お子さんと気軽にお越しいただき、玩具で遊んだり、利用者同士の交流など、ほっとくつろぐ場所として、次の①～⑦の施設を「子育てほっとステーション」と名づけています。各々の施設ごとに特徴がありますので、お気に入りの場所を見つけてみてください。利用時間等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

また、子どもの保健・栄養・歯科に関する相談、乳幼児期の育児について勉強する育児学級、児童虐待等の相談や通報などは、各区役所保健こども課（巻末参照）へご連絡ください。

「子育てほっとステーション」に関することは、こども支援課（Tel 096-328-2158）へお尋ねください。

【子育てほっとステーション】

- ①子育て支援センター（18 か所）
- ②児童館・児童室（15 か所）
- ③こども文化会館
- ④つどいの広場（夢もやい館内）
- ⑤つどいの広場（かがやき館内）
- ⑥街なか子育てひろば（市現代美術館内）
- ⑦駅前子育てひろば（くまもと森都心プラザ内）



※市ホームページ「子育てほっとステーション」
について詳しくは、こちらの二次元バーコード
からアクセスしてください。

4 各区役所・まちづくりセンターなどの連絡先

※区役所連絡先については、掲載メニューに関連する部署のみ掲載しています。

○熊本市役所

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

代表電話 TEL 096-328-2111

○市民活動支援センター・あいぽーと

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号

(総合保健福祉センター・ウェルパルクまもと1階)

TEL 096-366-0168 FAX 096-366-8830

○中央区役所

〒860-8618 熊本市中央区手取本町1番1号

代表電話 TEL 096-328-2555

総務企画課 TEL 096-328-2610 FAX 096-355-4190

福祉課 TEL 096-328-2311 FAX 096-351-0202

保健こども課 TEL 096-328-2419 FAX 096-322-3781

○東区役所

〒862-8555 熊本市東区東本町16番30号

代表電話 TEL 096-367-9111

総務企画課 TEL 096-367-9121 FAX 096-367-9301

福祉課 TEL 096-367-9127 FAX 096-367-9302

保健こども課 TEL 096-367-9134 FAX 096-367-9303

○西区役所

〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号

代表電話 TEL 096-329-1111

総務企画課 TEL 096-329-1142 FAX 096-329-1314

福祉課 TEL 096-329-5403 FAX 096-329-1326

保健こども課 TEL 096-329-1147 FAX 096-329-1323

○南区役所

〒861-4189 熊本市南区富合町清藤405番地3

代表電話 TEL 096-357-4111

総務企画課 TEL 096-357-4112 FAX 096-358-0110

福祉課 TEL 096-357-4129 FAX 096-358-0110

保健こども課 TEL 096-357-4138 FAX 096-357-4353

○北区役所

〒861-0195 熊本市北区植木町岩野238番地1

代表電話 TEL 096-272-1111

総務企画課 TEL 096-272-1110 FAX 096-272-6912

福祉課 TEL 096-272-1118 FAX 096-272-0900

保健こども課 TEL 096-272-1128 FAX 096-272-0900

まちづくりセンター／総合出張所／公民館

中央区

中央区まちづくりセンター 〒860-8618 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL 096-328-2232 FAX 096-355-4190

中央公民館 〒860-0843 熊本市中央区草葉町5番1号

TEL 096-353-0151 FAX 096-353-0152

五福交流室・公民館 〒860-0041 熊本市中央区細工町2丁目25番地

TEL 096-359-0500 FAX 096-359-0487

大江交流室・公民館 〒862-0971 熊本市中央区大江6丁目1番85号

TEL 096-372-0313 FAX 096-372-8618

東区

託麻まちづくりセンター 〒861-8038 熊本市東区长嶺東7丁目11番15号

まちづくり班 TEL 096-380-8119 FAX 096-380-8592

託麻総合出張所 TEL 096-380-3111 FAX 096-380-8592

託麻公民館 TEL 096-380-8118 FAX 096-380-8592

東部まちづくりセンター 〒862-0912 熊本市東区錦ヶ丘1番1号

まちづくり班 TEL 096-367-1949 FAX 096-360-1623

東部公民館 TEL 096-367-1134 FAX 096-360-1623

秋津まちづくりセンター 〒861-2104 熊本市東区秋津3丁目15番1号

まちづくり班 TEL 096-368-2200 FAX 096-360-2550

秋津公民館 TEL 096-365-5750 FAX 096-360-2550

西区

西部まちづくりセンター 〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号（西区役所内）

まちづくり班 TEL 096-329-7625 FAX 096-329-1314

西部公民館 TEL 096-329-7205 FAX 096-329-6837

河内まちづくりセンター 〒861-5347 熊本市西区河内町船津2069番地5

まちづくり班 TEL 096-276-1111 FAX 096-276-1108

河内総合出張所 TEL 096-276-1111 FAX 096-276-1108

河内交流室・公民館 〒861-5347 熊本市西区河内町船津791番地

TEL 096-276-0133 FAX 096-278-1060

河内まちづくりセンター芳野分室 〒861-5343 熊本市西区河内町野出1410番地

TEL 096-277-2001 FAX 096-277-2748

花園まちづくりセンター 〒860-0072 熊本市西区花園5丁目8番3号

まちづくり班 TEL 096-359-1122 FAX 096-322-1535

花園公民館 TEL 096-359-1261 FAX 096-322-1535

南区

富合まちづくりセンター	〒861-4151 熊本市南区富合町清藤400番地（アスパル富合内）
まちづくり班	TEL 096-357-4580 FAX 096-311-3056
富合公民館	TEL 096-357-4580 FAX 096-311-3056
鮑田まちづくりセンター	〒861-4121 熊本市南区会富町1333番地1
まちづくり班	TEL 096-227-1112 FAX 096-227-1705
鮑田公民館	TEL 096-227-1195 FAX 096-227-1705
幸田まちづくりセンター	〒861-4108 熊本市南区幸田2丁目4番1号
まちづくり班	TEL 096-378-0202 FAX 096-370-1890
幸田総合出張所	TEL 096-378-0172 FAX 096-370-1890
幸田公民館	TEL 096-379-0211 FAX 096-370-1890
南部まちづくりセンター	〒861-4106 熊本市南区南高江6丁目7番35号
まちづくり班	TEL 096-358-1877 FAX 096-358-6071
南部公民館	TEL 096-358-0199 FAX 096-358-6071
城南まちづくりセンター	〒861-4202 熊本市南区城南町宮地1050番地
まちづくり班	TEL 0964-28-2260 FAX 0964-28-7010
城南総合出張所	TEL 0964-28-3111 FAX 0964-28-7010
城南交流室・公民館	〒861-4214 熊本市南区城南町舞原394番地1（火の君文化センター内）
	TEL 0964-28-1800 FAX 0964-28-1802
天明まちづくりセンター	〒861-4125 熊本市南区奥古閑町2035番地
まちづくり班	TEL 096-223-1117 FAX 096-223-3275
天明総合出張所	TEL 096-223-1111 FAX 096-223-3275
天明公民館	TEL 096-223-0118 FAX 096-223-3275

北区

植木まちづくりセンター	〒861-0136 熊本市北区植木町岩野238番地1（植木文化センター内）
まちづくり班	TEL 096-272-6966 FAX 096-272-6916
植木公民館	TEL 096-272-6906 FAX 096-272-6916
北部まちづくりセンター	〒861-5521 熊本市北区鹿子木町66番地
まちづくり班	TEL 096-245-2112 FAX 096-245-3094
北部公民館	TEL 096-245-0046 FAX 096-245-3094
北部公民館西里分館	〒861-5522 熊本市北区下硯川町1798番地
	TEL 096-245-3280 FAX 096-245-3280
北部公民館北部東分館	〒861-5517 熊本市北区鶴羽田2丁目13番9号
	TEL 096-345-4460 FAX 096-345-4460
清水まちづくりセンター	〒861-8066 熊本市北区清水亀井町14番7号
まちづくり班	TEL 096-343-9162 FAX 096-346-7095
清水総合出張所	TEL 096-343-9161 FAX 096-346-7095
清水公民館	TEL 096-343-9163 FAX 096-346-7095

龍田まちづくりセンター	〒861-8007 熊本市北区龍田弓削1丁目1番10号
まちづくり班	TEL 096-339-3323 FAX 096-338-3274
龍田総合出張所	TEL 096-338-2231 FAX 096-338-3274
龍田公民館	TEL 096-339-3322 FAX 096-338-3274

土木センター

中央区土木センター	〒860-0055 熊本市西区蓮台寺5丁目7-1
	TEL 096-355-2936 FAX 096-359-8606
東区土木センター	〒862-0916 熊本市東区佐土原3丁目1-65
	TEL 096-367-4360 FAX 096-367-4366
西区土木センター	〒860-0055 熊本市西区蓮台寺5丁目7-1
	TEL 096-355-2937 FAX 096-359-8686
西区土木センター 河内分室	〒861-5347 熊本市西区河内町船津2069-5
(河内まちづくりセンター内)	TEL 096-276-1115 FAX 096-276-1108
南区土木センター	〒861-4189 熊本市南区富合町清藤405-3
(南区役所内)	TEL 096-357-4801 FAX 096-357-4884
城南地域整備室	〒861-4202 熊本市南区城南町宮地1050
(城南まちづくりセンター内)	TEL 0964-28-2133
北区土木センター	〒861-5521 熊本市北区鹿子木町66
	TEL 096-245-5050 FAX 096-245-5606
植木地域整備室	〒861-0136 熊本市北区植木町岩野238-1
(北区役所内)	TEL 096-272-1115



熊本市コールセンター
 休日在宅当番医、イベント情報、区の窓口
 業務など、いつでもお尋ねください

午前8時～午後8時(年中無休)
096・334・1500
 さーみんな知ってるひごまる

ひごまるコール
 FAX 096-370-2002 電子メールアドレス 1500@higomaru-call.jp
 ホームページ

発行：令和7年（2025年）4月
 文化市民局 市民生活部 地域政策課
 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
 TEL 096-328-2036
 E-mail chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

各施策については、それぞれの所管部署へお問い合わせください。